

第 1 問

A は B との間で、その所有する甲土地を 3000 万円で売却する旨の契約を締結した。契約締結の際、B は甲土地上に建物を建設販売して資金を調達する計画であると説明し、B の希望に基づき、AB 間では、約束手形の差入と引換に有権移転登記手続をとることが合意された。契約締結後、手形の差入と引換に甲土地所有権移転登記が経由された。その後、B は、甲土地を C に売却した。しかし、B の経営状態は相当逼迫しており、甲土地の上に建物を建設するような計画は存在しておらず、A は B から手形金の支払を受けることはできなかった。そこで、A は、B との取引を解消すること及び登記を戻すべきことを通知したところ、B は直ちに甲土地の登記名義を C に移転した。A は C から登記名義を回復することはできるか。

〔参照条文〕

民法第 96 条

第 1 項 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第 2 項 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

第 3 項 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

第 2 問

A は、B から依頼されて、B に 1000 万円を貸付けた。その際、B 所有の甲土地につき抵当権の設定を受け、登記を経由した。その後、B は甲土地を C に月額 10 万円で賃貸した。弁済期が到来したが、B からの弁済はなかった。A が、1000 万円を他の債権者に優先して回収するための手段として、どのような方法があるか示しなさい。